

傷病者の診療に関する覚書実施細目の概要について

1. 通報連絡

- 当社は、放射性物質による汚染を伴う傷病者および汚染のおそれのある傷病者の診療を東通村診療所に依頼する時は、下記に定める事項について連絡する。
 - ・ 傷病者の所属、氏名、年齢
 - ・ 傷病の程度、症状
 - ・ 傷病の発生状況（発生日時、場所、状況、人数、被ばく・放射性物質による汚染の有無等）
- 当社は、放射性物質の汚染拡大防止や線量管理^(注)等に万全を期すため、放射線管理要員を東通村診療所に派遣する。また、東通村診療所に対し、放射線管理上の助言を行う。
- 東通村診療所による診療終了後、放射性物質による汚染のある廃棄物は、東通村診療所の了解のもと、当社が持ち帰り処分する。

2. 資器材の配備

- 当社は、放射性物質による汚染を伴う傷病者受け入れのために必要な資器材を、あらかじめ配備しておくとともに、東通村診療所はこれらの資器材を常に使用できる状態に管理する。

3. 教育および訓練の実施等

- 当社は、東通村診療所職員への放射線管理等に係わる教育の実施について、東通村診療所から協力要請があった場合は、必要な講師・器材を提供する。
- 当社および東通村診療所は、放射性物質による汚染を伴う傷病者が発生した場合の対応訓練を定期的実施するとともに、必要に応じて情報交換を行う。

(注) 線量管理とは、診療に関わる医療機関関係者等の被ばく線量管理のことです。

以 上

